

無人航空機の飛行を柔軟に許可・承認できることを明確化することにより、災害時の迅速な人命救助等に寄与

～無人航空機の飛行訓練時の条件の明確化～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「30年」管理番号「6」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

無人航空機の飛行経験が10時間に満たない者でも、安全性の確保を前提に人口集中地区での飛行を柔軟に許可・承認できることを明確化することにより、飛行訓練の機会が確保しやすくなり、災害時の迅速な人命救助に寄与

(公表 飛行経験が10時間に満たなくても認められた無人航空機の飛行の許可・承認の例(平成30年12月27日))



災害時の迅速な人命救助等に寄与



取組の概要

●地方公共団体において無人航空機の操縦者を安定的に確保するためには、人事異動により毎年操縦者の育成が必要となるが、特に都市部など人口が集中している地域で飛行を行う場合は国土交通大臣の許可・承認が必要となる。そのため、訓練のために郊外まで移動しなければならず、郊外で10時間以上の飛行経験を積もうとすると、通常業務と並行して行うため、概ね10ヵ月程度の期間を要している。

●このため、国土交通大臣の許可又は承認を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経験が10時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可・承認できることが明確化された。



人口集中地区での訓練は許可が必要なため、通常のドローン飛行訓練は郊外の訓練場で実施することが多い



焼津市にあるドローン飛行訓練場(市役所から車で20分程度かかる)



人口集中地区での被害を想定したドローン飛行訓練が必要(平成28年度静岡県緊急消防援助隊合同訓練)

取組の成果

●無人航空機の飛行を柔軟に許可・承認できることが明確化されたことにより、操縦者の飛行訓練の機会を確保しやすくなり、災害時の迅速な人命救助等に寄与することが期待される。

南海トラフ巨大地震を想定した実践的な訓練が可能になりました



関係者の声
焼津市 防災部 地域防災課 主事
鳥澤 佑介氏

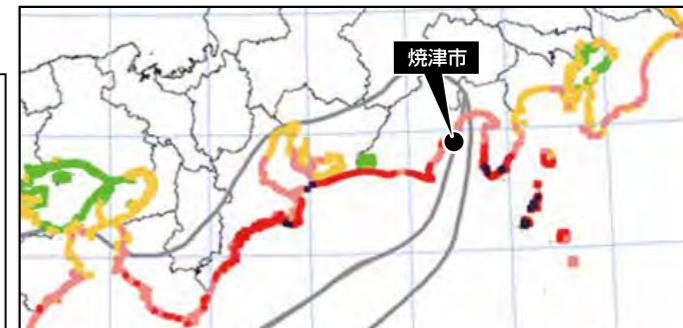
焼津市では、南海トラフ巨大地震などの災害時に迅速に救助活動や情報収集ができるようドローンを導入しています。人口集中地区での飛行を想定した訓練を実施するため、平成29年度は手探りの中なんとか飛行許可を受けましたが、今回要件が明確化されて許可がとりやすくなることで、訓練場所の選択肢が広がり、より実践に近い効果的な訓練ができるようになりました。

南海トラフ巨大地震の被害想定について (第二次報告)

(平成25年3月18日 中央防災会議)

津波高さ(m)
■ 20.0 -
■ 10.0 - 20.0
■ 5.0 - 10.0
■ 2.0 - 5.0
■ 1.0 - 2.0
■ 0.01 - 1.0

南海トラフ巨大地震が発生すると、広域エリアで津波発生が想定され、焼津市では最大10mの津波高と想定されている



津波高分布図